審議会等の会議結果報告

１．会　　議　　名	第３回　松阪市障がい者計画策定委員会
２．開 催 日 時	令和８年９月１日（火）10時00分～11時54分
３．開 催 場 所	松阪市福祉会館３階　大会議室
４．出席者氏名	（委　員）榎本悠孝、中島信哉、藤本利幸、海住さつき、岩下元紀、中村友昭、岡田大輔、辻陽平、堀康太郎、池上祥二、川端有美、三村作典、東谷瞳 （事務局）大西学、青木覚司、平野千里、亀谷佳伸、久保直樹、中野貴士、神野由寛 （オブザーバー）株式会社ぎょうせい東海支社、久世哲也（健康福祉総務課）
５．公開及び非公開	公開
６．傍 聴 者 数	０名
７．担　　当	松阪市　健康福祉部　障がい福祉課 TEL　0598-53-4059 FAX　0598-26-9113 e-mail：shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

○会議次第

１．開会

２．議事

（１）前回紹介できなかった意見

（２）事前に提出された提案等

（３）第6期松阪市障がい者計画素案

３．閉会

第 3 回　松阪市障がい者計画策定委員会 会議録

１．開会

２．議事

（１）前回紹介できなかった意見

事務局　　（資料に基づき説明）

委員　　先ほどの回答は別紙のどこに書いてあるのか。現場の負担が増えていると担当課が考えていない理由が読み取れない。手話で内容を把握さえている方もみえ、聞き逃したときに確認しやすいので、可能なものは文字で配布いただきたい。

事務局　　資料の中に具体的な記載はなかったが、担当課に委員からご心配の声があがっているところに関して、そういった状況があるのか確認を行い、そういった状況ではないという返事をいただいたことを紹介した。

委員　　担当課がどういう風に問題を把握して調べた結果、問題ないと判断した、その過程を知りたい。客観的な資料を共有していただけるとありがたい。

事務局　　担当課に相談したい。

（２）事前に提出された提案等

事務局　　（資料に基づき説明）

委員　　資料 2 に委員の意見をまとめてもらっているが、これらが素案に反映したのか、していないのかなど事務局使用欄などに併せて紹介いただけると、言うべき意見も判断しやすくなると思う。今口頭だけの説明ではどこをどう見たらいいのかわからない。

事務局　　説明させていただく。事前配布資料の素案 P78 をお願いしたい。各課の施策が掲載されているが、赤い字で記載された部分が現行計画から変更された箇所になる。これだけではその前がどうだったのかが、現行計画を開いてみないとわからないことから、本日配布した資料 3 で新旧の比較をできるようにした。

委員　　前回配布された資料からさらに変わったのか。それともそこからは何も変わっていないのか。

事務局　　前回配布した資料に、「施策の方針（次期計画）」と「修正の必要がない理由等」の 2 項目が追加されたものととらえていただければ。その他の部分は基本的には前回のままであるが、委員より提出された意見に基づき表現を見直したところなどは一部ある。

委員　　そうすると前回配布された資料 B からはあまり変わっておらず、ちょっとした修正をした位ということか。委員が意見を出して、各課に紹介、反映してもらうというプロセスを 2 ヶ月位かけて行ってもらったと思うが、「または」を「及び」に修正した微修正位で、それ以外の方針は特段何も大きく変わらなかったということか。

事務局　　資料 3 の 6 番の施策を例にあげて説明する。「施策の方針（現行計画）」が黒い字で書かれている。これが現在の計画に載っている内容であり、「施策の方針（次期計画）」には赤い字で書かれている。これは、表現がわかりにくいというご指摘があったため、担当課が表現を見直した結果、全体的に見直しが行われている。

委員　　承知した。例えば、第 2 回での修正点は赤字、その後の指摘や担当課での修正での見直しでの修正点は青字にするなどすれば、わかりやすいと思う。そうすると 6 番は前回の配布資料からは大分変わっている。

事務局　　その通りで、「施策の方針（現行計画）」から「施策の方針（次期計画）」の記載内容へと

見直されている。

委員　そうすると資料 3「施策の方針（次期計画）」に書かれた赤字は、素案に反映されていると考えていいか。

事務局　その通り。素案には資料 3「施策の方針（次期計画）」が載っている状態。素案だけを見ると赤字になっていると変わったということが認識できるが、前の計画がどうだったのかというのがぱっとわからないため、比較するための資料として今回資料 3 を用意した状況。

委員　資料 3 の「施策番号」は素案にも対応しているのか。

事務局　資料 3 は通番でとっているが、素案は、基本目標毎に番号を振り直している。

委員　素案のどこかを見る場合は見出しを見ればいいということだと思うが、例えば、「障がい及び障がいのある人に対する理解の促進」という見出しのところを探していくと見つかると。

事務局　そのとおりで、施策の上に 3 色あり、青色が基本目標 1、緑色が基本目標 2、オレンジ色が基本目標 3 の項目となる。

委員　9 月 18 日までに提案を出すというのは、この赤字になっているところに対してということか。

事務局　赤字に限らず提出いただいて結構。記入例に示したように表現の仕方などお気づきの点があればご指摘を。

（３）第6期松阪市障がい者計画素案

支援事業者　（資料に基づき説明）

委員　資料 2 精神障がい者への医療費助成に対する回答はどこからの回答か。

事務局　松阪市役所保険年金課からの回答。

委員　その回答は書類でもらえないのか。

事務局　こちらはお配りできないと言われている。

委員　素案に関して、現行計画からたくさん変えていただき、前回意見等もキーワードとしてちりばめられており松阪市らしいすごくいいものになったと思う。その中で P82「当事者による相談」はピアサポーターという言葉がかなり浸透してきているので、単に「当事者」と書くのではなく、「ピアサポーターなど」としてはどうか。ただ、厚労省の方には注意書きなしで出てくるが、一般の方はご存じないと思うので用語解説にも追加してもらうといいと思う。当会もピアサポート活動を頑張っているので浸透させていきたい。もう一点就労のことで、P69 に「就労したいができない層への対応、支援の確保」を書いていただいたが、記述が支援に偏っていると思う。偏った職種しかないなど雇用環境の動向などを注視していくといったことを追加してはどうか。

委員長　他の委員、この件に関して関連して何かあるか。事務局、先ほどのピアサポーターの件は、三重県でもピアサポーター養成講座もあるので、つけ加えることは可能か。

事務局　変更は可能であると考える。「ピアサポーターによる相談」ということでいいか。

委員　「当事者」という言葉が悪いわけではないが、「ピアサポーター」の方が研修も受講していて相談を受けることができる立場ということが伝わるので語弊がないと考える。

事務局　では施策の表現を「ピアサポーターなど当事者による相談」とし、施策の内容「障がい当事者やその家族等」という部分がピアサポーターの説明になるので、こちらの表現はこのままという理解でいいか。

委員　はい。

委員長　もう一点出ていた雇用環境について言及する点はいかがか。

事務局　課題認識についてそういった視点も加えられるように検討する。

委員　P67「合理的配慮の提供義務化への対応と制度の周知」という点、就労したいができない層への対応で、環境調整を行うことで障がい者の能力が発揮しやすくなることがあろうかと思う。先ほど委員会の中でも言ったが、私も耳から聞いてその場で理解・返答が苦手で文字の方が入ってきやすい。行政側として資料を出すと訂正がきかないなどリスクがあるというような事情も理解するが、障がい者計画でろうの方や盲の方、発達障害の方含め様々な参加者がいる場においてもう少し環境調整という点から対応を考えてほしい。P67①の課題認識と P68 の取組が、それぞれ単発の記載に見え、色々なところで上がっている課題がそれぞれ関連・複合していることがあるので、関わりがある旨を一言添えるなどの工夫がほしい。就労についても支援だけでなく職場の環境調整、周囲の理解の面もあるので、そういった点をわかりやすく書いてほしい。

委員長　文書を開示する配慮についても少し考えてほしい。課題が単発ではなくそれらが連関し合っているというのも重要な指摘だと思うので、図を入れるというのは難しいと思うが一文添えるという点についてはいかがか。

事務局　そういった視点も加えられるように検討したい。

委員　国の政策の方である程度具体的に書かれているので、障がい者団体の意見を聞いて反映していくというような書き方ではなく、具体的に踏み込むことはできないのか。

事務局　素案 P99、意思疎通支援のための日常生活用具の提供というところで、ICT 機器などの日常生活用具、パソコンであるとか、そういったもの給付を行っていますが、新しい物が出てきた場合には、当事者の方のご意見やニーズを伺いながらということを追記した。

委員　それで進めていただけるということでよろしいか。ご理解いただけたということで了解したいと思う。よろしいか。

事務局　はい。

委員　グラフが見づらいため修正することについて、どのように修正するのか。

支援事業者　基本的に第 5 期に準じたかたちで修正を考えている。

委員　アンケート結果の報告が第 2 章で出てくるが、第 5 期計画のようにグラフの見方を書いていただくと、慣れていない方にもわかりやすくなると思う。また、第 5 期計画では自由意見のところも太字にしたり、下線を引いたりしているが、今回もそれをするのかどうか確認したい。

支援事業者　現時点ではする予定はなかったが、太字下線で示すことは可能。

委員　関連がある者にとっては一字一句逃さず読むと思うが、そうでない方は、たくさんの意見があったところを要約して、一行にしたようなところは太字などにしてもらうと、そこだけ見て内容を掴むといった読み方もできると思う。あと第 5 期の表紙は障がい者施設からの優先調達だと思うが、今回もそうするのか。

事務局　その予定。

委員長　確かに第 5 期は自由意見に太字＋下線が引いてあるところがあり、見やすいと思うので、よろしければこちらの形に合わせていただければ思う。

事務局　検討する。

委員　資料 1 で教育支援委員会など説明されているが、用語解説にあってもいいと思う。

事務局　教育支援委員会というのが出てくるところに対して注釈を付けて、用語解説へ載せるということでよかったか。

委員　特別支援学校や特別支援学級くらいは周知されていると思うが、せっかくこれだけ書いてもらっているので、通級などそういった言葉は入れてもいいのかなと思った。

委員長　確かに教育支援委員会や通級などに関しては、ここまでの用語も含めて、可能であれば用語解説を入れていただいた方が、制度、サービスの周知という点においても重要なところだと思うが、いかがか。

事務局　専門用語を使っているところは、用語解説に追加する。

委員　例えば就労選択支援など新しくできた制度で、一般的にぱっとわからない言葉についても、用語解説が可能であれば入れていただきたい。あと、共生社会と地域共生社会というのはまた別なのか。用語解説には地域共生社会はあるが、共生社会というのは書いてない。統一していただくか、違うものであるなら違う言葉だというふうにしていただきたい。

事務局　地域共生社会と共生社会の違いについて、今答えられないので確認させていただく。

委員　グラフを見やすくされるのはいいが、素案 P28 の下段の説明が、P29 のグラフのことになっているので、グラフと説明を意味のあるまとまりで書くとわかりやすいと思う。

事務局　その点は事務局も気になっていたところであり、グラフとその説明がなるべく一緒のページに収まるようなレイアウトにしたいと考えている。

委員長　11 時半になった。予定では 12 時終了となっている。ここで、質問や意見を述べたいという方があれば、挙手をしていただければ人数を把握し時間配分をさせていただくがいかがか。なければこのまま資料の方を確認しながらというかたちでいいかと思う。

委員　素案は第 01 稿となっているが、次が最終稿か。

委員長　素案に対しての意見が 9 月 18 日でしたね。

事務局　はい、9 月 18 日を締め切りに、先ほど皆さんからいただいた意見などを反映したものを 11 月に提示予定。それがある意味最終形というものになってくる。

委員長　その最終形から修正する機会もあるのか。

事務局　はい、1 月頃にパブリックコメントも予定しているため、そういった形で微修正は入ってくると思う。

委員　それは障がい者計画ですね。障がい福祉計画はどうか。

事務局　障がい福祉計画に関しては自立支援協議会にお示しさせていただくことになる。

委員　承知した。

事務局　アンケートのグラフやレイアウトの修正行うことで、新たに見にくくなったとか、もっと見やすくというようなご意見もあるかと思うので、そういった点も、改めてご意見等いただきたいと考えている。

委員　資料 2 の施策番号 9 が素案や施策にどういう風に反映されたのか、されなかったのかを教えていただきたい。

事務局　この提案は素案には反映していない。上 2 つの項目については、障がい者計画に掲載する範疇ではないと判断したため、どういった意図での提案だったのかを個別に委員に聞き取りさせていただき対応を検討したい。また、3 つ目の項目は障がい者差別解消支援地域協議会の開催回数を増やす提案であるが、現状年 1 回開催している。これは市民からの差別に関する相談が大体年間 3 件程度という状況があり、年 1 回の開催で間に合っているという認識。ただし、差別の度合いや緊急の案件などが生じた場合には、内容に応じて随時開催は検討する、ということを報告させていただいた。

委員　5 番のグループホームの整備については施策番号 95 に施策番号が入っているが、ここに何か反映されたのか。

事務局　95 番のところに、グループホームの整備という項目がある。三重県のグループホーム整備補助金と、あわせて松阪市でも補助金交付要綱にて補助の対応を行っている。委員の指摘とし

ては、重度者向けのグループホームが少ないため、もう少し整備をすべきではないかということだが、現状グループホームの補助金の申請がたくさん上がった場合には、一般的なグループホームよりも重度の方を対象にしたグループホームが優先的に三重県で採択されているところがあるため、引き続きそういった優先順位をつけながら補助を行っていくということから、施策の変更をすることではないという状況。

委員　承知した。

委員　UD フォントなど読みやすいフォントにしてほしい。第 5 期計画のフォントは読みにくい。表紙の大きい文字もおしゃれに書くと細いフォントで読みづらかったりする。UD ガイドラインなどに沿ってすべての人が読みやすいようにしていただきたい。

事務局　私も気になっていたところで、支援事業者には UD フォントで作成するように通知済みで、現在の素案は UD フォントを採用している。P25 のグラフや表の見直しを依頼しているが、表の項目や、グラフのラベルについては UD フォントになっていないことから、レイアウト等の改善とともに、UD フォントを採用するように依頼済みの状況。素案の中身に関しては UD フォントで統一するよう指示していたが、表紙のタイトル部分を UD フォントにするか悩んでいたところ。この点について委員の皆様のご意見を伺いたい。

委員　視覚障害の方はスキャナーやカメラで撮ったりして読み上げているが、グラフィックで書いたデザイン文字だと読まないが、その下に小さくでも UD フォントがあれば読める。デザイン文字は見える方にとっては問題ないと思う。

事務局　デザイン文字であったとしてもその下に小さく UD フォントを併記すれば読めるということで承知した。

委員　資料 2 の 6 番、自治会の会議に参加するのにろう者が断られた事例があったが、これはどこが担当するものなのか知りたい。

事務局　もし自治会個別のことなら地域づくり連携課になるが、手話通訳者の派遣や、障がい者差別に関する相談となると障がい福祉課になる。

委員　障がい福祉課が担当ということか。

事務局　障がい者差別の通報であればその通り。

委員　地域は関係ないのか。

事務局　相手方になっているので、そちらに対する聴き取りであるとか、当事者としての関わりが出て来ると思う。

委員　地域のことでプライバシーもあり、外部からの通訳者の派遣ではなく、地域の人が筆談で対応する事例があった。障がい福祉課の方から通訳についての理解などしていただくのがいいのか、どう判断していいかわからない。

事務局　先ほどの報告でもお伝えしたとおり、こういった事例が起こったような場合には、相手方の状況を確認し、外部の方に参加してほしくない事情などを確認し、内容によっては合理的配慮を求める中でご理解いただければ結構だが、もし、どうしても内容的に同席いただくことができないということがあれば、手話通訳者の派遣ではなく、別の手段で対応ができないかどうかなど丁寧に聴き取りなどをさせていただきながら対応したいと考えている。

委員　手話通訳者や、ガイドヘルパー、同行援護従事者には、守秘義務があり他に漏らすことができないということを伝えていただきたい。

委員長　時間が迫っているので、意見があれば資料のフォーマットを使い、9 月 18 日までに事務局まで意見をいただければと思う。

3．閉会